

離婚が子どもと家族に及ぼす影響について

—援助実践を視野に入れた文献研究—

臨床心理学コース 本 田 麻希子
臨床心理学コース 遠 藤 麻貴子
臨床心理学コース 中 釜 洋 子

The Influence of Divorce on Children and Family : Through a review of studies about divorce and mental support

Makiko HONDA, Makiko ENDO and Hiroko NAKAGAMA

In this article, we have reviewed the research on divorce and policy interventions for divorced families conducted during the past decade in Japan and in the United States, and examined the future prospects of family support practices. In Japan, because case study and interview have been two frequently adopted methods, it is necessary in the future to focus more on finding out general trends and evidences for the impact of divorce through longitudinal studies or with larger samples. In the U.S., although there exists a numerous research on divorce impact, gaps still remain in the search for factors which differentiate children's adjustment following parental divorce.

While the U.S. make active attempts in openly providing psycho-educational support program designed in accordance with research results, interventions in Japan remain limited as they are often in small scale based on the U.S. models. The need of developing programs that are tailored to fit Japanese culture that target larger numbers of divorced families are stressed in this article.

目 次

第1章 問題と目的

第2章 方法

第3章 結果

A. 日本の現状

1. 日本における離婚研究の状況
2. 日本における離婚家庭への援助実践

B. 米国の現状

1. 米国における離婚研究の状況
2. 米国における離婚家庭への援助実践

第4章 今後の課題と展望

A. 米国との比較から見えてくるわが国の研究における課題

B. 米国との比較から見えてくるわが国の援助実践における課題

引用文献

第1章 問題と目的

日本ではバブル崩壊後から景気の悪化とともに離婚率が上昇し、2002年には史上最多の2.30となり、その

後も2.0前後を推移している。この値はいまや国際的に見て決して低い値とはいえない(野口, 2006a)¹⁾。

日本の離婚の特徴として、まず同居年数が比較的少ない夫婦の離婚が多いことがあげられる。平成20年度でみると離婚総数のおよそ78%が同居20年以内である。つまり、離婚した夫婦に子どもがいると仮定すると、子どもが未成年のうちに離婚する夫婦が多いことがわかる(厚生労働省, 2009)²⁾。

もう一つの特徴として、日本では離婚後母親が親権者となる割合がおよそ8割を占めることがあげられる。そもそも、先進国の多くが離婚後の共同親権、共同監護を認めている中で、日本は単独親権しか認められていないという法律的な制約があり、いまだ母親中心の養育がなされているという状況から母親が親権者になることが多いものと考えられる。つまり、離婚家庭の多くがその後母子家庭へ移行することになるのだが、母子家庭は平均収入額が少なく貧困家庭に陥る可能性が高いことが明らかになっており、この経済的困難も離婚家庭とその子どもに大きな影響を与えられ

また、日本では協議離婚が離婚全体の9割近くを占

めている。協議離婚は夫婦が離婚に合意し離婚届を提出することで成立するが、これまで離婚届は夫婦双方の合意が必要であることと、親権者を決定することが必要となるだけで、養育費や面接交渉についての取り決めは必須の事項ではなかった。

しかし、今年5月27日に民法766条が改正され、親が協議離婚をする際には面会交流や養育費を子どもの利益を最優先して定めることとされた（法務省、2011）³⁾。これまで協議離婚における面会交流や養育費についての取り決めについて法律上何も言及されてこなかったことからすれば、この改正は画期的であると言える。とはいえ、施行日が未定で、しかも守られなかったとしても罰則などがなく、法的強制力があるとは言いがたい。このため、これからも日本における離婚家庭は協議離婚で、面接交渉や養育費の取り決めがないまま、経済的な問題を抱えた母子家庭になるという可能性が大きいといえるだろう。

子どもの成長、発達の視点から離婚を考えるならば、離婚によって実質的な養育者が親1人になってしまうことによる影響を考えなくてはならない。関わりがそれほど深いものではなかったと考えられる親であっても、その親と生活をともにできなくなることは、子どもにとっては愛着対象の喪失という体験になる。

現在の日本の離婚において子どもが親を喪失してしまう背景として、柵瀬（2009）⁴⁾ は日本では子の福祉より監護家庭が尊重されることがあると指摘している。日本の家事事件においては、大人がその監護する子を別れた相手に会わせたくない気持ちを露骨に出し、裁判所もその「監護親の心情」に理解を示すと柵瀬は述べている。さらに、柵瀬は父母間の高葛藤が子の負担になるとして面会交流を否定するという法理があることも指摘している。

また、日本も批准している国連児童権利条約9条3項の、子の最善の利益に反しない限り、親との面会交流を認めそれを保障する内容を引きながら、諸外国では子どもの健全な発達にとって、親との面会交流の大切さを上回るほどの深刻な悪影響があるかどうかで面会交流の有無が問われているとし、日本でも子が両親の愛情を失わずに、離婚の危機を乗り越えていける仕組みを作ることが必要であることを示唆している。

このような日本における離婚家庭の現状を考えると、夫婦が離婚後も親として経済的にも情緒的にも子どもに養育を担っていくためのパートナーシップを築き、それによって離婚が子どもに与える影響を

最小限にとどめることが必要であると考えられる。

本稿では離婚の影響に関する文献と、離婚家庭への援助に関する文献について、日本国内の文献とともに、離婚研究の先進的地位を占める米国の文献を概観し、日本における離婚家庭とその子どもへの心理援助の望ましいあり方について考察を行うこととする。

第2章 方法

離婚が子どもと家庭に及ぼす影響についての研究と離婚家庭の援助に関する研究について、日本国内の文献と米国内の文献を2000年から現在までを中心に検索し、結果について検討を加えた。本稿で取り上げた主な文献の研究者、発表年、題目、掲載誌を表1、表2にまとめた。

第3章 結果

A. 日本の現状

1. 日本における離婚研究の状況

a. 事例研究

日本の離婚研究は1980年代からいくつか見られるようになり、1990年代から離婚の増加に伴って研究の数も増えてきた。その研究の中心は事例研究であり、心理相談の事例を通して離婚が子どもに与える影響について検討するものである。

柵瀬（2004）⁵⁾ では離婚による影響を長く受けている事例、影響をあまり受けなかった事例、離婚が救いとなった事例、両親への忠誠葛藤が中心となっていた事例の4事例を取り上げ、面接内容について、子どもにとって親の離婚はどのような条件下で発達阻害的であるのか、害が少ないのか、あるいは発達促進的であるのかという視点から考察を加えている。その中で、柵瀬は子どもが親の離婚後長期に渡って影響を受けることとなる悪条件として、①説明なしの突然の両親別居、②愛着対象であった非監護親（父）による子どものあからさまな拒絶とその後の接触の無さ、③監護親（母）の極度の混乱と不適応状態と親機能の長期にわたる低下、④監護親の長時間就労による二重の喪失体験、⑤学校をはじめ親族からのサポートの薄さをあげている。

また、柵瀬によれば、夫婦間に暴力がある場合、親の離婚は子どもにとって救済となるといえるが、子どもは暴力加害者（父）に対する密かな忠誠心と、それによって監護親（母）から見捨てられる不安を同時に

表1 日本における離婚が子どもと家庭に及ぼす影響についての研究・離婚家庭への援助に関する研究（発表年順）

研究者	発表年	題目	掲載誌・頁
安部隆夫・樋口昇ら	2003	面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み	家庭裁判月報55(4), 111-172
小田切紀子	2004	離婚した母親の家庭状況の類型から見た心理的適応	心理臨床学研究21(6), 621-629
棚瀬一代	2004	離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して	現代社会研究6, 19-37
堀田香織	2005	母子家庭の家族システムと回復プロセス—学童期の男児を抱える母子家庭を対象として	心理臨床学研究23(3), 361-372
小田切紀子	2005	離婚家庭の子どもに関する心理学的研究	応用社会学研究15, 1-37
社団法人家庭問題情報センター	2005	離婚した親と子どもの声を聞く—養育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究—	
野口康彦	2006	親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響の一考察—スクールカウンセラーの立場から	中央学術研究所紀要35, 80-89
野口康彦	2006	親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響に関する一考察—日本における離婚の統計資料の分析から	法政大学大学院紀要57, 79-87
堀田香織	2009	親の離婚を経験した青年の語り	心理臨床学研究27(1), 40-52
野口康彦	2009	親の離婚を経験した大学生の将来に対する否定的な期待に関する一検討—親の仲の良い群, 親の仲の悪い群, 親の離婚群との比較から—	中央学術研究所紀要38, 152-162
野口康彦, 櫻井しのぶ	2009	親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する質的研究: 親密性への恐れを中心に	三重看護学誌11, 9-17
棚瀬孝雄	2009	両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題: 両親の離婚と子どもの最善の利益—面会交流紛争と日本の家裁実務	自由と正義60(12) 9-27

表2 米国における離婚が子どもと家庭に及ぼす影響についての研究・離婚家庭への援助に関する研究（発表年順）

研究者	発表年	題目	掲載誌・頁
Kelly, J.B. & Emery, R.E.	2003	Children's adjustment following divorce: Risks and resilience perspectives	<i>Family Relations</i> , 52, 352-362
Brown, J.H. et al.	2009	PACT: A collaborative team model for treating high conflict families in family court	<i>Juvenile and Family Court Journal</i> , 60, no.2, 49-67
Lansford, J.E.	2009	Parental divorce and children's adjustment	<i>Perspectives on Psychological Science</i> , 4, 140-152
Amato, P.R.	2010	Research on divorce: Continuing trends and new developments	<i>Journal of Marriage and Family</i> , 72, 650-666
Bernet, W. et al.	2010	Parental alienation, DSM-V, and ICD-11	<i>The American Journal of Family Therapy</i> , 38, 76-187

持つという複雑かつ重層的な反応をすることも指摘している。

野口(2006b)⁶⁾は、勤務先である公立中学校でのスクールカウンセリングの3つの事例を通して、親の離婚が思春期の子どもの精神発達にもたらす心理的影響について検討している。

事例を通して、野口は親離れという発達課題を抱えた思春期の子どもが親の離婚を体験する場合、通常の形で親への反抗をすることができなくなってしまうと指摘している。両親の不仲が続き、父親をモデルにすることが困難となったときには、親に対して直接的に反抗や批判する機会を失うことで、その混乱が行動の障害として表出されると考察している。

また、学校現場でスクールカウンセラーが離婚を経験する子どもに対して期待される役割について、野口は子どもが抱える葛藤や苦しみに対して受容と共感を示すことであり、時には保護者ともかわりを持つことで、離婚をめぐる揺らぐ家族を支えることであると述べている。

事例研究からは、離婚を経験するそれぞれの子どもが抱える葛藤やそれを顕在化させる問題行動について一定の理解を得ることができるものの、1つの研究で取り上げられる事例が少なく、またその事例の特徴がさまざまであるため、離婚を経験する子どもに広く一般化できる結果を導き出すことができているとはいえない。

また、事例研究では心理相談が離婚を経験する子どもの援助としてどのような経過で効果を及ぼしたのかというプロセスをより詳細に分析することが求められている。離婚を経験する子どもの回復に効果のある介入を明らかにすることで、対人援助専門職が離婚を経験する子どもと接する時に必要なスキルや実践を広く知らせることができると考えられる。

b. 面接調査

(1) 離婚を経験する子どもの実態についての調査

援助実践の事例からだけでなく、面接調査を通して離婚の当事者である親や子どもの実態について調査した研究が近年では少しずつ見られるようになった。

家庭問題情報センター(2005)⁷⁾は、離婚を経験した親101人と親の離婚を経験した子ども96人に対して質問紙調査と面接調査を行った。調査項目として、離婚に際しての子どもへの配慮(離婚の説明の有無、話した時期など)と離婚後の子どもに対する精神的・経済的支えを中心に設定し、それぞれ親の立場、子ども

の立場からの回答を得た。

離婚について親が子どもに説明しているのは101人中71人で、説明しなかった親は28人であった。説明しなかった理由は子どもの年齢層によって異なり、子どもの年齢が低い場合は「よくわからないと思って」という理由から、離婚当時には説明せず、子どもが理解できるのを待って数年後に親(多くは監護者母)から説明したり、子どもの質問に答える形で説明している。子どもの年齢が高い場合、説明しなかった理由として「親権で争ったので、子どもは承知していた」、「明確な離婚理由を説明するのが難しくできなかった」等が挙げられており、調査の中で親は子どもがどの程度理解しているのか、説明したほうが良いのかどうか、子どもがかわいそうでもとも話せない、自分の感情が安定できず話せなかったといった迷いや悩みが語られていた。

その一方で、子どもの意見によれば、親は離婚するに当たって、子どもが理解できるような説明をするよう努力することが求められていると指摘されている。「子どもが幼いから説明しなくてもよい」という考えは子どもの立場では受け入れられないことであること、さらに、子どもにとっては転居や転校といった自分自身の環境の変化が重要な意味を持っており、その変化について子どもは不安を抱えていることが明らかにされている。

しかし、親の離婚時に子どもが考えを聞かれたかどうかという質問については無回答の子どもが65%もあり、親の離婚に対する考えを答えることは子どもにとって難しく、「離婚の了解を子どもに求められても困る」という子どもが多いのではないかと結論付けている。

どちらの親と暮らすかについて聞かれたかどうかという質問に対しては、「『どちらの親と暮らしたいか』という質問はとてもデリケートな問題で、そういう問いを突きつけること自体が、子どもを傷つけることになるのではないか、という気がする」「いやだったことは自分に選択権が与えられ、両親のどちらと住むかを選ばされたこと。当時の自分には負えないような責任を負わされた」という回答が見られ、離婚後の暮らしについては親が責任をもって考慮することが求められていると指摘している。

また、離婚後の面会交流や、離婚に対する評価についても調査していることにも注目したい。離婚後の面会交流については、父と子の面会交流のある母親(監護者)の回答者のうち77%が子と父の交流を「よかつ

た)「どちらかといえばよかった」と評価している。それに比べて面会交流を肯定的に評価している子どもは半数ほどであり、親と子では面会交流についても感じ方が異なることが示唆された。両親間の対立感情が解けない状態での面会交流は、子どもにとって親への忠誠葛藤を持ちながら他方の親と会うことになるため、親にとっても子どもにとっても望ましくないと指摘している。

離婚に対する評価については、離婚による得失(プラス・マイナス)を中心に調査している。子どもは離婚を経験することによって自立した、他者への配慮や理解が深まった、あるいは両親の不和から解放されたと感じたりするなど、離婚が必ずしもすべて悪い影響を与えていると感じているわけではないことがわかる。しかし、離婚によるマイナスとして、不安・孤独・寂しさに苦しみ、自己嫌悪に悩んでいる子どもの姿が見えてくる。この調査では、離婚について子どもが最も大きなマイナスと考える傷や悩みは自己感、自分という存在をどう受け止めるかということであり、それは他者との関係や社会との関係へ発展していくと指摘している。

さらに、この研究では離婚を経験した親子からの回答に、特に心理的・精神的ケアを望む声が多いことから、離婚で疲弊した親子の心身を癒し、気持ちの整理や変化した環境への適応などについてフォローアップするネットワークの構築と気軽に利用できる施設などの設置が望まれると述べられている。

次に、小田切(2005)⁸⁾が行った研究を概観する。この研究では研究1として離婚家庭の子どもへの面接調査、研究2で離婚家庭の子どもの自助グループについての調査を行っている。

子どもへの面接調査では、11人の親の離婚を経験している子どもに対して親から離婚について聞いたか、それを聞いた当時および現在どのように受け止めているか、同居している親または別居している親のかかわりについてなど10項目の調査を行った。子どもの語りからは、親から離婚することを聞かされた時、子どもは自責感や怒りを抱いたり、納得できなかったりしていることが明らかとなった。また、「あなたのために離婚しないで我慢してきた」と親から聞かされてきた子どももあり、その台詞は年少の子どもにとっては「自分が親を苦しめていた」という自責の念にかられるものであり、大学生くらいの年齢に達した子どもにとっては「子どものせいにするのはおかしい」「ずるい」と判断するようになっていたと指摘されている。

さらに離婚後の子どもの感情について悲しみ・不安・怒りがよく認められるとして取り上げている。悲しみについては、子どもは家族全員がそろっていた頃に戻りたいという希望とともに悲しみを感じたり、どうして自分がこんな目にあうのか、親なのになぜこんなつらい目にあわせるのかといった、悲しみと怒りが混ざり合う感情を体験している子どもがいたことが述べられている。

不安については、子どもが自分の生活について強く不安を感じていることを明らかにしている。子どもは転校や引越、さらには将来の進学・進路、経済的な問題についても不安を感じていた。この点は、前述の家庭問題情報センター(2005)の結果と類似している。

怒りは離れて暮らす親(父親)に向けられる場合と同居親(母親)に向けられる場合があり、子どもの状況によって異なるとしている。また、親の離婚に伴って経済的困窮の問題がもたらされ、それによって子どもの生活全般に影響が与えられたための怒りも語られていた。

小田切(2005)は子どもに生じる変化として自尊心の低下、結婚観の変容も指摘している。親は時間経過と共に離婚をしてよかったと認識している場合が多かったが、子どもは父親の暴力があった家庭の子ども以外は、離婚が正解だったと受け止めてはなかったこと、子どもたちが自分のことを「離婚家庭の子ども」と定義し、親の離婚を引け目を感じて否定的な自己像を形成していたことが明らかになった。結婚観の変容については、子どもたちは自分も結婚に失敗するのではないか、相手から捨てられてしまうのではないかという思いが強く、異性と親しい関係になることに対して不安と戸惑いがあり、自分の将来像を描くことに困難を感じているとしている。

研究2では自助グループの役割と存在意義について、親の離婚問題を抱える子どもたちの自助グループボランティアの視点から取り上げている。小田切は子どもは①早急な自立型②巻き込まれ型③親役割型の3つのタイプに分けられるとしている。

早急な自立型の子どもは両親と離れて暮らすことで心理的距離をとろうとはかっているが、友人関係において孤立したり、母親の代わりにパートナーに依存したりするなどの問題を抱えていると指摘されている。巻き込まれ型の子どもは母親の不安定な感情に巻き込まれて自立しそくなったタイプであり、子どもが母親の期待に一生懸命応えようとし、母親は子どもの生き方を強力にコントロールしていると述べられている。

親役割型の子どもは、母親の相談役・世話係・愚痴の聞き役などを担っていて、親子の役割が逆転しているタイプである。このタイプの子どもは母親にとってかけがえのない存在であることを自覚して誇りに思う一方で、母親を支えきれなかったり助けることができないと落胆したとされている。また、このタイプの子どもは関心が母親に向いていて、同年齢の仲間との親密な関係を築くことに失敗しており、子どもが母親から離れることに対して罪悪感を持たなくなり、年齢相応の生活スタイルを確立することが課題であると指摘している。

以上のような離婚家庭の子どもの特徴を踏まえたいうえで、自助グループのボランティアは子どもが親の離婚を理解し自尊心を回復すること、子どもたちの相談相手として援助していくことを目指している。そして自助グループは、子どもにとって「感情表出の場」「同じ問題を抱える子どもたちとの交流の場」「ボランティアとのかかわりの場」という役割を果たしているとしている。

これらの研究から、子どもは親に離婚についての説明を求めているが、その中で選択を負わされることについては大きな負担を感じていることがわかる。親としても子どもへの説明が必要であることは承知しており、実際に説明を試みている親も多数いるものの、どのように説明すればいいのか迷っている現状が見て取れる。親の説明の内容によっては子どもに負担をかけていることも考えられ、親に子どもへの適切な対応を知らせることの重要性が示唆される。

また、面会交流については多くの親が肯定的な評価をしている一方で、子どもにおいては肯定的評価を下しているとは限らないといえる。別居親との面会は子どもにとって単純にうれしい、楽しいというものではなく、葛藤を抱えながら会っているといえるだろう。子どもにとっては監護親も別居親もどちらも自分の親である。両方に忠誠心を抱くことは子どもにとっては自然であるにもかかわらず、離婚という状況を理解するからこそ、親に対する自然な感情に苦しむことがあると考えられる。子どもの内的な葛藤を低減するためには、親はもちろん、子ども自身も子どもの心情について理解することが必要であろう。

さらに、子どもが離婚によって1人の親だけではなく、自己肯定感・自己効力感も失っていることがわかる。また、子どもは離婚を経験する中で、悲しみ・怒り・不安といった否定的感情を経験する。その否定的感情を子ども自身も親も受け止めきれないとき、子

どもの問題行動として顕在化することが前述の事例研究から明らかになっている。子どもが離婚を否定的に受け止めるだけではなく、肯定的に受け止めていくための援助、離婚を経験する中で感じる感情をとともに受け止めていく援助が求められているといえるだろう。

(2) 離婚のプロセスについての調査

堀田 (2005)⁹⁾ は、学童期の子どもがいる母子家庭4事例という少ない事例を通してではあるが、実態調査という枠組みから一步踏み出して、母子家庭の家族システムとその回復プロセスについて検討している。堀田は、乳幼児期に父親が育児に参加することが少ない場合、親の離婚によって父親喪失が直接的な痛手となるよりも、むしろ離別後母親が疲労困憊し育児機能を低下させることによる「母親喪失」体験となる危険性があるため、母親がいかに育児機能を回復させるかが大きな課題であると指摘している。また、子どもが起こす問題行動はそれまで押し殺してきた感情の表出という意味があるとし、それによって母親が子どもに向き合うことを可能にしていると考察を加えている。

また、堀田 (2005) で指摘されている母親の疲弊については、小田切 (2004a)¹⁰⁾ が詳細な検討を加えている。この研究を通して小田切は離婚した母親の心理的適応に与える要因として「経済的要因」、「元夫の対応」、「母親の子育て意識」の3つを見出している。

そのうち「元夫の対応」の要因から、元夫が養育費などの経済的援助と共に、子どもとの面接交流を行っていることが子どもだけでなく、母親の心理的適応にも好ましい影響を与えていることを明らかにしている。

離婚家庭の子どもたちが離婚をどのように受け止め、乗り越えてきたかというプロセスについて、堀田 (2009)¹¹⁾ では母子家庭で育った青年6名への半構造化面接を行い、子どもたちが親の離婚にまつわる自分の物語を発達段階に応じて書き換えていることを明らかにしている。子どもたちは離婚の原因を父親の非と捉える視点から、夫婦の関係性の問題であったと捉える視点に変化させていたり、離婚は親の問題で自分は悪くないというように問題を外在化できるようになっていることがわかる。

これらの研究から、離婚が直接子どもに影響を及ぼしているだけでなく、親が離婚をどのように経験するかによって、子どもにより大きな影響を及ぼすことが示唆される。親自身も自らが決定した離婚であったとしても葛藤や傷つきを抱えているため、親への援助も

含めた家族全体への援助を考えなくてはならない。

家族全体への援助については、小田切（2004a）で示されているように、離婚後も夫婦が親としてのパートナーシップを築いていることが親自身にも、子どもにもよい影響をもたらしていることから、心理的な傷つきへの援助だけでなく離婚後の家族の機能回復・維持といった援助も必要であろう。

c. 離婚と子どもの発達についての研究

親の離婚を子どもたちが体験するプロセスを示す研究では、子どもたちが離婚を受け止めていく様子がかがえるが、その一方で子どもたちの精神的発達に離婚が大きな影を落としているとする研究も見られる。

野口・櫻井（2009）¹²⁾では、親の離婚を経験した子どもが青年期、成人期に直面する発達課題の中心に「親密性への恐れ」があることを見出している。青年期、成人期の離婚家庭の子どもたちの多くは恋愛、結婚の話題が出ると異性と親密になることへの怖れを問題と感じていた。子どもたちは「結婚は馬鹿らしい」「（自分も）離婚するんじゃないかな」といった「結婚し、離婚することへの怖れ」や、「捨てられたらどうしよう」「邪険にされたらどうしよう」という見捨てられ不安を抱えたり、他者と距離をとったりしていると述べられている。

また、野口（2009）¹³⁾は、ベック絶望感尺度（BHS）を用いて、親の仲のよい群、親の仲が悪い群、親の離婚群の子どもたちの精神発達について検討している。結果は、親の仲が良い群と悪い群の間では悪い群のほうがBHSの総得点の平均値が大きく（1%水準で有意）、親の仲が悪い群と親の離婚群の間でも親の仲が悪い群の平均値が大きかった（3%水準で有意）。このことから、離婚に至らなくても親の不仲が子どもの精神発達に影響を与えていることが示唆されたとし、また、親の離婚という経験を肯定的に評価することでホープレスネスが低くなっているのではないかとこの考察を加えている。

これらの研究からは、離婚は子どもの発達に影響を及ぼすが、それ以上に親の不仲にさらされることが子どもの発達に否定的影響を及ぼすことが示唆された。つまり、離婚後も親が不仲なままであれば、子どもは離婚の影響をより大きく受けるといえるだろう。野口も、「親の養育的な態度や自分に向ける関心の度合い、そして養育費や面会など離婚後の別れた親とのかかわりのあり方が、彼らの精神発達に長期的な影響を及ぼす」と述べており、b（2）でも述べたように、離婚

後の家族機能が子どもの発達を左右するといえる。

ただ、日本では離婚が子どもの発達に及ぼす影響についての縦断的研究や、一般的な傾向を探る量的研究はほとんど行われていないのが現状である。これからの研究において、離婚家庭のどのような要因が子どもの発達に影響を与えるのかを明らかにしていくことが必要であろう。

2. 日本における離婚家庭への援助実践

日本における離婚家庭への援助は小田切（2005）に見られるような自助グループやNPOなどが行っているものが中心であり、離婚を経験する親や子どもたちがアクセスする機会が少ないのが現状である。その中でも、広く離婚家庭に働きかけることができる援助の可能性がかがえる、家庭裁判所で試験的に導入された父母教育プログラムを検討した安部ら（2003）¹⁴⁾を取り上げる。

（1）プログラムの概要

①教材

この父母教育プログラムは、面接交渉についてのリーフレット、離婚や子の監護、面接交渉についてのガイダンス・ビデオの2つの教材を用いている。リーフレットは「面接交渉のしおり一面接交渉を長続きさせるために一」と題され、面接交渉の実施に当たって監護親、非監護親が留意すべき点について記載されている。監護親に対しては、子どもが面接交渉を後ろめたいもの、負担や葛藤を感じさせるものにならないような配慮をすることについて記載されている。非監護親に対しては、面接交渉の時間や場所を子どものペースに合わせ、別れた配偶者である監護親やその身内の悪口などを聞かせることなく、子どもがのびのびとした時間を過ごせるようにするように求める内容である。

ガイダンス・ビデオは、マイクロソフト社のパワーポイントを使用して作成されたスライド画面に多少動きをつけ、必要な説明や質疑応答等の音声を加えたものをビデオに収録したものである。ビデオの上映時間は約20分間で、内容は1) 子の監護等に伴う法的知識の付与 2) 離婚によって子どもが受ける影響 3) 子の心の傷を少なくするために親ができること 4) 面接交渉についての4部構成になっている。

②実施手順

まず、ガイダンス・ビデオを当事者に視聴してもら

い、その後に調査官による補足や助言を行う形が最も実施しやすいとして、ビデオ視聴後に当事者の質問に答える形で確認等を行う方法をとった。調停期日において利用する場合には、待ち時間を利用してのビデオ視聴とし、調査における利用については面接の前もしくは面接中に視聴することとされた。

プログラムを実施した事例は、調停の初期段階での使用から、相当回数の調停を重ねている事例やすでに離婚は成立している事例、調査の過程での使用と、徐々にバージョンが広げられていった。

実施場所は家庭裁判所内の家族面接室で、当事者の同意を得た上で実施された。

(2) プログラム実施事例

安部らはプログラムを実施した5事例について検討している。

事例1は母親が自身の感情を理由にして面接交渉を拒否しているケースであったが、プログラムを通して母親が「(子どもが)男の子なので父親が必要な時期もくると思う」と態度を軟化させる様子を見せ、その後父親に写真を送ることを決め、長男に父親とのことを説明する決心し、面接交渉を認めるようになった。

事例2は母親が父親に対して「長男の養育に一切関わってもらいたくない」と親権を主張して面接交渉を拒否、父親も母親が親権者になるなら養育費を払わない、面接を拒否するなら親権は渡さないと主張したケースであった。そこで、母親には面接交渉の意義と必要性を、感情が先行しがちな父親には子の心情や福祉の観点を理解してもらうためにプログラムが実施された。プログラムを通して、母親は面接交渉を拒否する心情をより具体的に訴えるようになり、父親は感情統制が促されたと考察されている。

事例3は両親が長女の親権をめぐる激しく対立したケースである。プログラムは父親のみに実施され、子どもとの面接に臨む緊張をほぐし、心理面での効果があったとしている。ビデオの視聴をしなかった母親に対しても、父親に対するプログラムの実施を通して裁判所が努力していることが理解され、安心感を与えることができた結論付けている。

事例4は子どもへの面接と養育費や婚姻費用の分担をめぐる夫婦が争った事例である。父親は子どもへの面接を強固に主張したが、ビデオ視聴後は独善的な思い込みが揺さぶりがかけられ、拒否していた養育費などの金銭問題についても冷静に受け止めることができたようになった。母親は父親の面接を断固として拒否

していたが、ビデオ視聴後は子の気持ちに配慮し、これまでのあり方を反省する様子が見られたとしている。

事例5は、離婚調停で不調となり離婚訴訟にまで至った夫婦で、お互いを激しく非難しあうなど強い葛藤があったケースである。母親はビデオから長女の気持ちを汲み取り、適切な対応をするためのヒントを探している様子があり、ビデオの視聴にある程度の効果があったと思われるが、父親は物事を論理的に割り切ろうとする傾向が強く、ビデオの中の情緒に訴える面が伝わりにくいようであった。安部らは紛争性が高い事件において、当事者は自分の主張の維持に役立つ情報のみを取捨選択する傾向が強いため、当事者が見過ごしたり、軽視したりしている部分について話し合う必要があるとしている。

(3) プログラム試行結果の考察

安部らは、プログラム試行の結果、ガイダンス・ビデオが親の具体的なイメージ作りを容易にし、公平中立で客観的な印象のメッセージを伝える特性があること、当事者自身で考えることを促す内容であることから、親が内的感情と直面しそれを言語化する機会を作る、基本的な情報伝達とともに子に関する離婚の問題を夫婦としての問題ではなく、親としての問題へと切り替えて考える一助になるなどの効果があるとしている。その一方で、離婚調停のどの時期にプログラムを導入するのか、ビデオの視聴を当事者1人で行うのか、あるいは調停委員とともに視聴するのかといった点でまだ検討の余地があると述べている。さらに、調停委員から子どもの心理状態をさらに具体的に説明して欲しい、子どもの年齢層に分けた工夫をしてほしいという意見があり、プログラムに一定の評価がなされつつも、より充実したプログラムへの改善が必要であるとの声が上がっていると報告している。

さらにこのプログラムに考察を加えると、家庭裁判所で実施されているプログラムであり、離婚家庭への心理援助が主要な目的であるとはいえない。家庭裁判所が行うべきことは調停を円滑に進め、事件を解決に結びつけることであり、事件解決という視点からの援助は行われたとしても、それが離婚当事者の親や子どもの心理的回復を目指す援助になるとはいきれない。このプログラムを一例としながらも、今後は離婚を経験する親や子どもの心理的側面により焦点を当てたプログラムの開発が求められると考える。

B. 米国の現状

米国は離婚研究において世界でも先進的な地位を築いており、過去10年の間にも離婚に関連するさまざまなトピックを扱った研究が数多く発表されている。近年の研究により、研究方法や離婚が家族に与える影響にかかる新たな視点の示唆、また援助プロセスの提案などの面において多くの発展があった一方で、研究方法の限界、相反する研究結果や未研究分野の存在等、現存する調査結果は未だ十分とは言えず今後も更なる研究が必要であろうとの指摘がなされている (Amato, 2010)¹⁵⁾。本節では、Amato (2010) および Kelly & Emery (2003)¹⁶⁾ による離婚研究に関するレビュー論文に基づき近年の米国における離婚研究の状況とその内容を俯瞰し、最後にこれら研究結果を踏まえデザインされた援助実践研究の一例として、Brown et al. (2009)¹⁷⁾ による離婚家族援助プログラムである PACT (Parents Achieving with Collaborative Teams) プログラムの概要を紹介する。

1. 米国における離婚研究の状況

a. 離婚要因に関する研究

米国においては、20世紀の終わりには43%から46%の婚姻関係が破綻に終わると予測されており、離婚率の増減説明として、人種別の理由や教育水準の変化などが従来の研究で扱われてきた。

過去数十年間に行われた人口統計や経済状況に関連した研究において挙げられた、離婚の危険因子の主な例として、10代の結婚、貧困、無職、低学歴、婚前の同棲経験、婚前の出産、前パートナーとの子どもを新しい結婚生活に持ち込むこと (特に母親の場合)、異人種間結婚、2回以上の結婚、離婚家庭内で育つことなどがあるが、これらの変数は離婚との因果関係を示すものではない。この中でも最も大きな論争を巻き起こしているものとして Amato (2010) は、婚前の同棲経験、妻の就労、人種・民族的背景の3つの変数を挙げている。まず、婚前の同棲経験に関しては、Tach & Halpern-Meeking (2009)¹⁸⁾ や Teachman (2003)¹⁹⁾ らの意見を挙げ、離婚に繋がりがやすいのは、婚前の出産があった場合や結婚相手とは別の同棲相手がいた場合など特定の状況下のみであるという視点や、同棲の確率を高める特性は離婚確率を高める特性と重なっているため交絡が起きているという視点、同棲カップルは惰性や関係解消の手間を省くために結婚する機会が多く、そもそも結婚に対するコミットメントが低いとい

う意見が紹介されている。次に、妻の就労については、家事分担をめぐる対立を高めることや夫婦それぞれに収入があることで離婚に踏み切りやすいということ、また反対に、妻の収入により経済的負担が軽減され夫婦関係に良い影響をもたらすという研究結果を挙げている。最後に、人種・民族的背景に関連する意見として、婚前同棲経験は非ヒスパニック系白人女性については離婚と関連するが、非ヒスパニック系黒人およびメキシコ系アメリカ人女性については関連がないとする Philips & Sweeney (2005)²⁰⁾ の意見や、高学歴は白人男性、白人女性、黒人女性において離婚率低下と関連するが、黒人男性においては関連しないとする Orbuch, Veroff, Hassan, and Horrocks (2002)²¹⁾ の見解を紹介している。

対人関係に関連した変数も離婚の予測要因として多くの縦断的研究の結果が発表されている領域である (Amato, 2010)。DV、頻繁な対立、浮気、交友関係において明るみになっている問題の量、結婚に対する弱いコミットメント、低水準の夫婦間愛情と信頼関係、などが主な関連要因として挙げられている。また、対人関係のプロセスのあり方に焦点を当てた研究もあり、Amato (2010) はその例として肯定的情動 (ユーモア、愛情、興味など) には夫婦関係に悪影響を及ぼす言動を打ち消す作用があるとする Bradbury & Karney (2004)²²⁾ の見解や、研究者は許しや自己犠牲などの肯定的対人プロセスの役割をもっと重視すべきであるとする Fincham, Stanley, and Beach (2007)²³⁾ の提案を挙げている。一方で、否定的対人関係パターンを呈することなく離婚に至るカップルの存在も報告されており、離婚の関連要因をより明確にするためには更なる研究が必要であることが指摘されている。

b. 離婚がカップルに及ぼす影響に関する研究

2000年以前の研究は、離婚したカップルと婚姻関係が継続しているカップルとを比較し、離婚を経験した男女の方が身体的・心理的健康度が低水準にあるとの見解が多く示されており、縦断的データを利用した近年の研究もほぼ同様の結論に達している (Amato, 2010)。その反面、見解の一致しない研究結果が多く発表されていることも事実である。離婚がカップルの身体的・心理的健康度と因果関係にあるかどうかについて、Amato (2010) は2つの理論的視点を挙げている。一つは、離婚は離婚したカップルの健康度と因果関係にあるとする意見で、離婚は誰にとってもストレス度の高いライフイベントであるという立場をとって

いる。この立場では、短期的に多くの変化が集中して起こることが健康に悪影響を及ぼすことに加え、婚姻関係を持つことには夫婦間の日常的な援助関係や情緒的サポートなど多くの社会的利得があるとし、このようなサポート関係を離婚によって失うことが大きなストレスとなり得ると指摘している。もう一つの立場は、離婚と健康度との連関は選択因子によるものであり見せかけであるとする視点だが、多くの研究は婚姻関係の破綻による健康度の悪化を示唆する結果を発表しており、選択因子の影響のみで連関はないと結論付けることはできない。Amato (2010) は更に、離婚による当事者への影響に関する別の議論として、離婚とは一時的な危機であるか、または長期間継続する重症であるか、という問題を挙げている。この問題については、1990年代から現在までの研究はどちらのモデルをも支持する結果となっており、離婚がさまざまな緩和要因の作用の仕方により、短期的・長期的に影響を及ぼしうる可能性があるといえる (Amato, 2010)。

さまざまな要因が離婚の影響の強度と持続期間に関係することは上述した通りであるが、成人の離婚適応度にかかる多様性についても多くの研究がなされている (Amato, 2010)。

いくつかの例を挙げると、極度の苦しみを伴う婚姻関係にあったカップルは離婚後の健康度が上昇するが、心理的苦痛の少ない婚姻関係の解消は独身生活への移行時に大きな負担が加わることがあるとする研究結果や、カップルの内、離婚を切り出すほうが離婚後の適応度がよいとする研究、また、子どものいない女性よりも母親たちの方がより強く離婚の負の情緒的影響を受けやすいとする研究など、さまざまな見解が発表されている。有用な研究が多い一方でその結果はまだまとまりのない状態であると言え、成人の離婚適応の促進要因と阻害要因にかかる今後の更なる研究が待たれる。

c. 離婚が子どもに及ぼす影響と子どもの適応に関する研究

(1) 親の離婚と子どもの適応問題との関連を探る研究デザイン

離婚家庭の子どもの適応に関する過去10年の研究では主に、離婚家庭の子どもの結婚家庭の子どもの比較がなされることがほとんどであり、それらの研究結果によると、平均的に前者の方が感情、行動、社会、健康、学業達成度の面で後者よりも低スコアである傾向があると指摘されている。更に、離婚家庭の子

どもが成人すると、学歴や心理的幸福感が低く、自分自身の結婚にも問題を抱えがちであり、両親（特に父親）と疎遠であり、自身も離婚へ至る危険が大きい傾向があると指摘する研究もある。いずれにしても、これらの研究においても離婚と子どもの適応問題の連関は選択因子（離婚と子どもの適応問題のどちらをも引き起こす因子）が関係しているためであるという可能性は十分に考えられ、近年の研究はこの問題を確認する趣旨を持つものが多いことは離婚研究における発展の一つであると言える (Amato, 2010)。子どもの離婚に対する適応にかかる研究にて頻用される方法として Amato (2010) は、3つの研究デザインについて言及している。第一に挙げられているのは遺伝子情報デザインであり、離婚リスクの遺伝はその子どもに適応の問題が起きる可能性を高めるという見解に基づく。これらの研究の中には適応問題の種類によっては遺伝的関連が認められないと結論付ける研究もあり、離婚が遺伝学的要因のみと関連すると説明するには不十分である。このため今後は、遺伝・環境相互作用モデルに拠った研究が望まれるとされる。第二に、固定効果モデルは、親の離婚要因と子どもの適応問題要因とのどちらにも関係する可能性のある変数を統制する方法である。このモデルでは、性別、人種、年代、両親の人格、遺伝的効果などの時間的に不変である選択因子を排除する。ただし、この方法による研究数はまだ少なく、研究結果も矛盾するものが多い。第三の方法は縦断的調査であり、離婚の前と後の子どもの状態を比較する研究方法である。この方法は、上述した固定効果デザインの枠組みの中で子どもの効果を固定したものであるが、固定効果研究と同様に、この縦断的研究においても離婚と子どもの適応の関係にかかる明確な結論は導き出されていない。

(2) 子どもの適応に影響する離婚の要素

過去の離婚と子どもの適応に関する研究は主に、ストレス、コーピング、リスク、レジリエンスの概念に基づく理論的概念を持ったものが多く、Amato (2010) はこれらの構成概念は離婚・ストレス適応観点に組み込むことが出来るとしている。この観点は法的な離婚自体が子どもに影響を与えるのではなく、離婚前後に伴う短期的・長期的なひずみが子どものさまざまな面にかかるリスクを増幅させるとする。その一方で、子どもの反応を和らげる多くの因子も存在するため、これら因子の影響により適応度や変化も子どもによってさまざまである (Amato, 2010)。離婚の持つ子どもに

対するストレスとしての要素と、離婚が引き起こす可能性のある子どもの適応リスクについて、更にそのリスクを緩和させる要素について、主にKelly & Emery (2003)の論文に基づき以下に概観する。

①子どもへのストレスとなる離婚の要素

多くの子どもは親と別れた直後の時期に非常に大きなストレスを抱えることが多く、たとえ離婚以前から両親の間に激しい対立が存在していたとしても、多くの子どもは両親の別離に情緒的準備は出来ておらず、苦痛、不安、怒り、ショック、不信感に苛まれる。更に、ほとんどの子どもが離婚について両親から十分な説明を受けておらず、孤独や認知的、情緒的混乱を感じると指摘されている。特に子どものストレスを高める要因として片親（大抵の場合、父親）が突然家を去ることが挙げられており、別居親と会う許可を持つ子どもについては、二つの家庭を行き来するための物質的、情緒的变化に対応せねばならず、相談もなく押し付けられた慣れないスケジュールや場所への適応を迫られるとしている（Kelly & Emery, 2003）。

離婚後も持続する両親間の対立も子どもにとって大きなストレス源となる。しかし、両親間対立と子どもの適応度の関係にかかる研究は相反する結果を呈しており、Booth & Amato (2001)²⁴⁾による離婚後の両親の対立の度合いとその子どもの青年期の適応度に関連はないとする結果がある一方、婚姻中の両親間対立は離婚後の子どもの適応度を予測するとの見解もある。ただ、離婚後の両親間対立において親が子どもを利用して配偶者へ怒りの言動を伝えたりする場合は、子どもは更に破壊的な悪影響を被るとされている（Kelly & Emery, 2003）。

離婚前後の両親による不適切な養育は、子どもの適応問題への媒介として影響が大きい。いくつかの研究結果によると、両親間対立が高い場合、対立の低いカップルと比較して母親は冷たく、拒否的で、しつけが厳しいとされ、父親は子どもと関わりを持たないように振舞いがちになる反面、侵入的なやり取りをしまいがちにもなると指摘されている。

また、離婚後に別居親が子どもの養育に関わる機会が減少し、監護親に情緒的問題がある場合、子どもに悪影響が及ぶ。特に離婚後は両親ともに自分自身の問題に囚われる傾向があり、同居親は一人の子育てや就業など今後の生活問題に直面せざるを得ない状況にあるため、子どものニーズにまで考えが及ばないことがある。子どもによっては、そのような同居親にとって

唯一の情緒的サポートを提供する役割を担っていることもある。このような状況の中で、子どもが同居親に対して怒りなど負の感情を抱く場合、同居親にとって一人の子育ては更に困難となることが指摘されている（Kelly & Emery, 2003）。

両親離婚後の子どもは生活環境の変化とともに、友人、血縁者、別居親（特に父親）などの重要な他者との関係が徐々に薄れていく、あるいは喪失する経験をすることが多い。別居親（ここでは一般的なケースで多い父親とする）との関係の減少に焦点を当てると、子どもと父親とが過ごす時間が減る原因としてさまざまな心理的、制度的な弊害が多くの研究によって挙げられている。制度的理由については、別居親の役割の不明確さが一つの大きな原因となっているという見解があり、面会制限にかかるガイドラインも経験的調査に基づかないものであることが多いという指摘がある。多くの研究が、子ども（特に男子）は法的に決定されたよりも多くの時間を父親と過ごしたいと感じているとの結果を発表しているにも関わらず、法制度と実践の変化が遅いという現状がある（Kelly & Emery, 2003）。

また、母親の父親に対する感情や態度も子どもに大きな影響を及ぼすことが認識されており、父親が子どもと接触する際のゲートキーパーの役割を母親が担っているケースが多いとの研究結果も報告されている。一方で、子ども自身が父親との関わりを制限するケースもある。例えば、離婚以前に父親による家庭内暴力があった場合、離婚後にその親との面会を子どもが拒否することは子どもの発達上良い影響を与える（Kelly & Emery, 2003）。しかし、その拒否行動が発達上適切でないケースも多く観察されており、これは片親疎外症候群（parental alienation syndrome, PAS）として近年注目を集めている。PASは1985年にニューヨーク州の児童精神科医であったGardnerによって初めて紹介された概念である。Gardnerはその説明として「主に両親間の争いの中で生じる障害」であるとし、その特徴を、子どもによる一方の親に対する正当な理由を持たない侮辱運動であり、一方の親の疎外を仕向ける片親による子どもへの教え込みと、疎外された親に対する中傷行動への子ども自身による貢献とが混ざり合うことによって説明されるとしている（Bernet et al., 2010）²⁵⁾。PASの詳細な定義については専門家の間で意見の分かれる面もあるが、今日PASを正式な精神症状診断システムの枠組みに含むべきであるという国際的な意見が多く挙げられている。この状況を受け、現

在 *Diagnostic and Statistical Manual for Mental Disorder, Fifth Edition (DSM-V)* の子どもと青年のワークグループおよび *International Classification of Diseases, Eleventh Edition (ICD-11)* のWHO国際アドバイザーグループにメンタルヘルスや法律の専門家が招かれ、PASにかかる提案書が検討されている (Bernet et al., 2010)。

子どもへのストレスとなるその他の離婚の要素として、一人親家庭になることによる経済状況の悪化や、離婚によって両親に再婚、新たなパートナーの出現、再離婚などの可能性が浮上すること、また州法のあり方などが挙げられる。一度の離婚は将来の両親の再婚・再離婚の可能性を作るものであり、頻繁な愛着と喪失を繰り返し経験することは子ども自身が成人した際に他者と親密な関係を築くことへの障害となり得る (Kelly & Emery, 2003)。この見解に基づき、離婚という出来事自体をストレスとして重視するよりも、子どもが成人するまでに経験する状況の移行回数や子どもの適応状態に影響する中心的な変数であるとする見解が近年影響力を増しており、今後の研究分野としての潜在価値が認められる (Amato, 2010)。また、州法のあり方は、離婚家庭の子どもが直面するリスクに影響を及ぼしたり、両親間の対立を強化させたり弱体化させたりする可能性を持つ意味で重要な検討要素である。例を挙げると、現在50州全てにおいて離婚事由として一方の配偶者の過失を考慮しない (no fault divorce) 法律が制定されているが、そのうち過失考慮を完全に無効とした州はわずか15州であり、残りの35州ではいまだに過失ベースの離婚 (fault-based divorce) を選択することも可能である。一方に過失があったという判決を受けることで配偶者間の対立が増すことが多く、子どもの健康度に悪影響を及ぼす恐れがある。その他、児童監護権の決定基準や養育費の支払い義務にかかる法的強制力など議論の多く残る点や制度が十分でない点がいまだ多く存在するため、今後は離婚関連の政策効果に関する研究も重要となるであろうと指摘されている (Lansford, 2009)²⁶⁾。

②離婚により高まる子どもの適応問題

両親の離婚が子どもや青年のストレスを高める要素を持つことは上述の通りであるが、離婚が実際に子どもたちの適応問題のリスクを高めるとの研究結果も多数報告されている。その影響は大きく2つに分けることができ、一つは素行障害、反社会的行動、両親などの権威対象との問題など外在化する症状であり、もう一方はうつ、不安、自尊心に関連する内在的症状であ

る。適応問題の例として、離婚家庭に育った子どもの学業達成度は離婚と子どもの適応度を検討する目的でしばしば研究対象となっている。離婚家庭の子どもと婚姻関係の継続している家庭に育った子どもとの社会的経済的水準を統制した比較研究で、離婚家庭の子どもの方が学業成績やテスト達成度が若干低いレベルにあるとの見解がある反面、このような子どもたちは離婚以前より教育的達成度に問題があった場合が多いという研究結果も存在する。後者の見解を支持する説明として、離婚以前の家庭の貧困や低収入は子どものドロップアウト率と関連しており、離婚以前に親が子どもに与える資源を見ても結婚が継続している家庭の親と比較して少ない、などの研究結果が挙げられる。この他に多数の研究がなされる分野として、親の離婚を体験した子どもが成人した際に直面する適応問題がある。多くの研究結果は、離婚家庭に育った子どもは成人したときに他者と親密な関係を結ぶことに困難を覚えやすいとしている。両親間の対立が少なかった離婚家庭に育った子どもが成人すると、高い両親間対立があった離婚家庭の子どもと比較して親密な他者関係に問題があり、友人や親戚からの社会的サポートも少なく、心理的健康度も低かったという研究報告もあり、両親間の対立の度合いと親子関係について今後更なる研究が必要であると考えられる (Kelly & Emery, 2003)。

③離婚プロセスの中の子どもの適応リスクを緩和させる要因

Kelly & Emery (2003) は離婚家庭に育つ子どもの適応リスクを減少させるための保護的因子として、有能な監護親の存在と適切な子育て、別居親との良好な関係、離婚後の両親間対立の減少の3つを挙げている。まず、有能で十分に機能的な監護親と暮らすことは子どもの良好な適応にとって重要であるとの研究結果が多数発表されている。監護親が、温かさ、情緒的サポート、十分なしつけを持って子どもと接し、その子どもの年齢に見合った期待を持つと、子どもは良好な適応を見せる。反対に、監護親が注意を払わず、支持的でなく、強制的なしつけを行う場合の子どもの適応度は比較的悪い。2つ目の保護的因子として、別居親の時宜を得た適切な子どもの養育は潜在的に保護的な利益を子どもに与えるが、これには面会の頻度が直接関係するわけではなく、親子関係の質に関連しているとの見解が挙げられている。ただし、面会頻度も特定の条件下では有益で、Amato & Gilbreth (1999)²⁷⁾ に

よる57研究のメタ分析によると、別居する父親と良好な関係を保つ子どもは、父親が進んで親としての関わりを持つようとしており、その接触が頻繁であるほど子どもは良い影響を受けるとされている。この点に着目して、共同監護権の子どもに対する影響を調査する研究が多く行われており、それらの研究によれば共同監護は単独監護と比較して子どもに対する保護的効果が高いと結論付けられている。33研究のメタ分析を行ったBausermann (2002)²⁸⁾の研究結果によると、共同監護の子どもは、一般的適応、情緒・行動的適応、学業達成度などの多目的尺度で単独監護の子どもより高い適応度を見せた。更に、いくつかの研究によって指摘されているのが近年の父親の面会頻度の上昇であり、面会水準の低かった1980年代と対比すると現在は35%から40%の子どもが特に離婚直後の数年間は少なくとも週1回の頻度で父親と面会しているという報告もある。この現象は、近年の法規制（共有された法的決定の促進、父親が子どもと過ごす時間に関してのより和らいだ価値観）や社会的文脈の変化（子育てに活発に参加する意志の高い父親にとっての機会増、父親の子育て参加に対する母親の意識の変化など）によるものではないかと指摘されている。3つ目の保護的因子として、離婚後の両親間対立の減少が子どもの適応にとって有益であると述べられている。研究によると大多数の親が離婚後の2、3年で新しい生活が確立してくるため元配偶者との対立が減少していくと報告されている。また、子どもの養育分担も離婚後の対立関係と関連しており、いくつかの研究によると25%から30%の両親が共同的な養育分担関係にあり、共同計画、柔軟性、十分なコミュニケーション、スケジュールや活動の調整を行っているとされている。ただし、二重養育の場合でも、それぞれの親が十分に適切な子育てを行えば子どもの適応には良好な影響を与えるとする研究結果も存在する（Kelly & Emery, 2003）。

④子どもの適応問題：相反する研究結果の理解

上述したように、離婚家庭に育つ子どもは適応リスクが大きいとする研究結果が多くあるものの、子どものレジリエンスに関する現代の社会科学文献によると大多数の離婚家庭の子どもは婚姻関係の継続している家庭の子どもと比較しても長期的に適応度に差異はないとされている。しかしこの結論は、Wallerstein et al. (2000)²⁹⁾による著名な25年間の縦断的研究の結果と相反するもので、Kelly & Emery (2003)はこの研究結果の差異を理解するための説明を試みている。離

婚家庭に育った子どもの成人期初期におけるインタビューを行ったWallersteinの研究では、これらの成人たちは離婚の負の影響から脱し切れていないと結論付けられているのに対して、Kelly & Emery (2003)はWallersteinの研究が臨牀的に問題を抱えた成人の含まれるサンプルを使用し、婚姻関係の継続している家庭に育った子どもとの比較が行われない質的研究であったことを指摘し、これらの研究特徴がその他の研究結果との差異を生み出していると述べている。更に、両親に離婚経験のある適応度の高い大学生に対して行ったLaumann-Billings & Emery (2000)³⁰⁾の研究に触れ、過去のつらい思い出や経験は多くの子どもにとって長期に渡り残る遺物であるが、この痛みを持ち続けることと、実際に適応問題を抱えることや心理的症状や病理を持つこととは区別されなければならないと指摘している。

以上、離婚と子どもの適応に関する研究結果について概観したが、これら研究結果から「離婚は子どもに影響を及ぼすか」という問を立てるよりも、「離婚はどのように、こういった状況で子どもに良い影響、または悪い影響を及ぼすのか」と問う方が離婚家族を援助する上で有益であると考えられる。今後の研究においては、離婚家庭の子どもの適応状態の差異を作り出す因子を突き止めることに重点を置く必要があると言える（Amato, 2010）。

2. 米国における離婚家庭への援助実践

a. 介入と政策

過去10年の間に、離婚家庭への介入方法や政策とその効果についても多数の研究が行われている。Kelly & Emery (2003)は離婚家庭の子どもを援助する上でシステムズ・アプローチの重要性を説いており、効果的な介入方法として両親の教育プログラム、離婚仲介、協定的法実務、法的和解会議、対立仲裁プログラム、家族・グループセラピーを挙げている。これらの介入方法は主に①親のための離婚教育プログラムと②両親間の紛争解決プログラムの2つに分類できる。以下に紛争解決プログラムの一例としてBrown et al. (2009)によるPACTプログラムについて紹介する。

b. 援助実践プログラムの事例：PACTプログラムの概要

PACT (Parents Achieving with Collaborative Teams)とは、両親間対立の高い離婚家庭への介入を目的とした裁判所とコミュニティーの枠組みの中で実施される

援助プログラムである。Brownらは、両親間の対立やそれに伴う訴訟数が子どもの適応に及ぼす悪影響を示唆する研究結果に焦点を当て、両親間対立の減少が子どもを離婚の負の影響から保護すると考えた。その結果、PACTは離婚対立とその後の提訴数を減少させるための援助プログラムとしてデザインされ、対立解決戦略や両親による養育の質の改善、両親のメンタルヘルスの改善などの要素を通して子どもの適応度を高めることを目指す。具体的には、①両親間の対立減少のための両親への援助と、養育計画、住居にかかる取り決め、養育時間に関する提訴回数減少、②子どもの質問やニーズに応えるための両親への援助、③法廷命令や養育計画に両親が従えるように援助すること、④その結果としての子どもの適応度の改善、の4つを目標としている。

(1) PACTプログラムの実際

PACTとは、ケンタッキー州ジェファーソン郡家庭裁判所の協力のもと実現した、2005年開始のプログラムである。6セッション16時間のプログラムで、専門家が進行役となる紛争解決過程とグループやコミュニティーによるサポート体制の構築を組み合わせている。専門家は結婚・家族療法士 (marriage and family therapist) の資格を持つ心理職からなり、協働チームのインタビュープロセスや介入モデルなどについてファシリテーターとしての2日間のトレーニングを受ける。

① ケース選考基準

PACTの援助対象となる両親は家庭裁判所からの紹介による。その紹介基準は以下の通りである：①両親に離婚訴訟がある、②両親には18ヶ月～11歳の子どもが少なくとも1人いる、③一家全員がケンタッキー州ルイヴィル市ジェファーソン郡へ車で通える距離に居住している、④両親は監護権または面会事項に関する2つ以上の裁定を申請している、⑤両親は監護権と面会権に関する意見不一致を抱えている (固定資産問題、養育費問題ではない)。これらの基準を満たす事例が見つかり、プログラム・インターク・コーディネーターへ照会され、以下に当てはまるケースを除外する：①DV令適用中のケース、②深刻なDVを示す多量の犯罪歴、③児童保護サービス適用中のケース、④ペアレント・コーディネーターが存在するケース、⑤子どもが両親の保護下でないケース。PACTの定義する高レベルの両親間対立を持つ家族とは、両親間の信

頼の欠如、高いレベルの怒り、繰り返し法廷で争うことに対する強い意志などの存在で特徴付けられる激しく長期間にわたる争いを持つ家族を指し、ドメスティック・バイオレンス (DV) は対象に含まない。これは、DVを扱うプログラムやコミュニティーは他に存在し、PACTにおいては両親が協働的に子どもの福祉に関する意思決定を行うことが重要だからである。

② アセスメント・セッション

上述の基準を満たす家族は、裁判官による署名の入ったアセスメント・セッションへの召集令を受け取る。このセッションの目的は、基本的情報の収集と対象となる家族がすぐに治療を要するほかの問題を抱えていないかどうかを判断することである。セッション終了後、もし家族が該当する問題を抱えていることが判明すれば他機関にリファーされることとなり、特に問題がなければ家族はPACTファシリテーターへと紹介される。セッションでは家族に関する以下の情報が収集される：①子どもの年齢と性別、②両親の関係の期間 (結婚した年、別居した年、離婚後経過期間など)、③両親の現在の婚姻状況、④現在の収入レベル、⑤就業状況、⑥離婚後の訴訟件数、⑦過去の調停サービス利用経験、⑧犯罪歴、⑨児童保護サービスの利用歴、⑩養育費に関連する事項、⑪面会方法に関連する事項、⑫児童虐待の有無。

一方で対象両親は、心理的状況、物質依存度や子育ての状況に関する質問項目で構成される尺度に回答する。使用される尺度は以下の通りである。

- i) Brief Symptom Inventory (BSI) : 個人の心理パターンを計測する53項目の自己申告制尺度。
- ii) The Drug Abuse Screening Test (DAST) : 薬物・アルコール問題のある個人を特定するための28項目の自己申告制尺度。
- iii) The Alcohol Use Disorders Identification Test (AUDIT-C) : 過度の飲酒と活発なアルコール乱用傾向を計るための尺度。
- iv) The Modified Physical/Verbal Conflict Questionnaire: 過去6ヶ月間で両親間で取られた身体的・言語的対立に関する作戦や行動の回数にかかる18項目の尺度。
- v) The Co-parenting Questionnaire (CQ) : 子育てに関連する両親間対立や協力の度合いを測る14項目の尺度。
- vi) The Child Behavior Checklist Form (CBCL) : 子ど

もの全般的適応度にかかる尺度。
対象両親は以上のアセスメント項目を全て実施した後、所定のインフォームドコンセント・フォームを通じてプログラムについて説明を受けるが、研究部分への参加は任意であることが確認される。

③各セッションの詳細

セッション1では次の事項が確認される。まず、両親に子どもの好き嫌い、能力、今までに達成したこと、趣味などについて語ってもらい、両親間の対立の存在が子どもとの関係構築をどのように阻んでいるか、また実際に子どもとの関係にどのように影響しているかを語ってもらう。その上でファシリテーターは、難局に直面した際の問題解決と養育計画を遵守することを援助してもらえ友人や家族メンバーの連絡先を提供するよう両親に促す。その後、ここで名前の挙がった人物にファシリテーターが連絡を取り、両親のサポートチームの一員としての役割を引き受けてくれるかどうかを確認する。サポートチームのメンバーが確定すると、ファシリテーターは両親、チームメンバー、代理人の予定を調整したセッション・スケジュールを組む。

セッション2は二度行われ、2つのことが実施される。1つ目は、日常生活の問題の内、新しい一步を踏み出せるよう両親が解決したいと願っている事項について語り合うことである。例えば、もっと心を落ち着かせたい、争いを止めたいなどの意向についてファシリテーターを含めて話し合うようにする。次に、対立レベルが高まった時の対応のための「個人アクションプラン」を両親それぞれが作成し、ファシリテーターはこのアクションプランの遂行を援助してくれる個人サポートチーム（友人や家族など、子ども以外の親しい人）をそれぞれ作ることの重要性を両親に説明する。

セッション3においては、両親が現在抱えている、または潜在的に抱えると予想される養育に関する問題に取り組むための計画を作成する。この養育計画は子どものための詳細なスケジュールであり、各親の責任と意思決定における役割が記載されている法的な同意書となる。このセッションにおけるファシリテーターの役割は、両親に同情を持ちながら養育計画を実行するためにはどうすればよいかを両親と共に話し合うことにある。できれば、セッション4の場を設けて代理人在席の元でこの同意書に署名をすることが望ましい。

セッション5は、両親それぞれのサポートチームと1回ずつ行われる養育計画遂行状況にかかるフィードバックの回である。それぞれのサポートチームは両親の養育計画がどのようにして子どもの役に立っているかを話し合ったり、両親が成功している面について賞賛したり計画の成功を阻む要因に対抗する計画を立てたりする。このように、セッション5における強調点は両親が養育計画同意書に記載した事項を遵守できるようサポートチームと共に最善の策を考えることにある。

最後のセッション6はセッション5の1ヶ月後に実施されるフォローアップ・セッションであり、両親が集まり成功と困難について語り合う。その結果、養育計画に調整が必要であることが確認されたらファシリテーターはその計画に多少の適切な変更を加える援助をする。変更後の養育計画同意書は再度署名され法廷に提出される。

(2) PACTプログラムの評価

この研究の間うところは、PACTプログラムが親子間の三角関係や両親間対立を減少させることができるか、また、養育計画、住居にかかる取り決め、養育時間に関する再提訴の頻度を減少させることができるか、の2点である。プログラム結果の評価に使用されるデータは主に、両親間対立、共同養育、子どもの適応に関連する尺度を用い、ベースライン（PACTオリエンテーション・ミーティング時）、ベースラインから6ヶ月後、ベースラインから12ヶ月後の3つの時点でプログラム参加者を通して収集されたものである。参加者の両親は更に、オリエンテーション・ミーティング後6ヶ月後と12ヶ月後の時点でPACTプログラム期間中に作成した養育計画にどの程度従えているかについて調査を受け、プログラム終了時には消費者満足度調査（Consumer Satisfaction Questionnaire）に回答する。そして最後に、PACT参加者と不参加者との再訴訟率が比較される。比較対象グループは法廷ソーシャルワーカーの援助の下で抽出され、PACT参加家族と同じ基準を満たす家族が選出された。両親のどちらかが起こした訴訟申請件数のデータが回収され、PACT参加家族についてはプログラム開始の6ヶ月前とプログラム終了後6ヶ月および12ヶ月の件数を比較し、不参加家族については2回目の訴訟が申請される6ヶ月前と、2回目の申請の後4ヶ月経過した後の6ヶ月および12ヶ月を比較した（4ヶ月待機とした理由は、PACT参加家族はアセスメント・セッションを完了す

るのに4ヶ月ほどかかるため)。サンプルには14カップルのデータが回収され、そのうち11カップルは両親共にデータ提供があったが、2カップルは母親のみ、1カップルは父親のみからデータ提供があった。9カップルについては少なくとも1人の親からベースラインと6ヵ月後のデータが存在し、5カップルについては少なくとも1人の親からベースライン、6ヵ月後、12ヵ月後のデータが提供されている。サンプルサイズが小さいためノンパラメトリック検定を実施し、これによる検定力の低さと、結果変数からなんらかの傾向や変化パターンを読み取ることが今回の研究目的である点を考慮し、有意水準 α を.10に設定した。

上述の過程を用いて評価をした結果、各項目について以下のような結果となった。まず、親子間の三角関係はベースラインから6ヵ月後査定の間に顕著に減少、このレベルがその後6ヶ月間保持された。また、両親間の協力関係はベースラインから12ヶ月後査定にかけて上昇した。次に、両親間対立の変化については、言語的対立はベースラインから6ヵ月後査定の間顕著に減少しこのレベルがその後6ヶ月間も維持された。一方、身体的対立については当初よりこのような対立が存在するという報告が少なかったため、特に変化は観察されず、協力的コミュニケーションレベルにおいても3時点の査定で特に変化は見られなかった。両親から見た子どもの適応状態については、子どもの内在化問題についてはベースラインから6ヵ月後査定の間減少し、このレベルがその後6ヶ月間保持された。また、子どもの外在化問題については特に変化はなかった。養育計画を利用したか否かについての質問に対しては87.5% (N = 8) の母親と100% (N = 5) の父親が裁判所へ養育計画を提出したと回答しており、12ヵ月後までにほとんどの親が養育計画を利用したと回答した。PACTプログラムを他人へ勧めるとの質問に対しては、77.3% (N = 17) が勧めたいと回答、13.6% (N = 3) がどちらともいえない、9.1% (N = 2) が決して勧めない、とそれぞれ回答した。最後に、再訴訟率についてはPACT参加グループと比較グループとの間に大きな差異は認められなかった。

以上の結果から、いくつかの点では変化が確認されなかったものの、親子間の三角関係、協力的養育、言語的対立行動、子どもの適応度に関する親の見方の各項目ではプログラムの肯定的な結果が明らかとなった。Brownらはこの研究結果の実践における意義として、PACTプログラムが家庭裁判所やコミュニティー

サービスの提供者の実践活動に及ぼす肯定的な影響を4つ挙げている。まず、夫婦間の問題をコミュニティー・レベルで取り組むことで、裁判所はその分の時間解放され他の家族問題に集中することが出来るという点である。次に、援助職の職員はPACTを既存のプログラムに組み入れることで組織の受容力を発展させ、クライアント家族のニーズに応えるための新しいイニシアティブを創造することができるという点と、多分野協働チームでの働きかけはクライアント家族によるコミュニティー資源へのアクセスを促進することへも繋がると述べられている。最後に、これらの組織は、プログラム実践に関するスタッフトレーニングを提供することにより、スタッフ能力の向上とコミュニティーの中で家族関係を強化するための新しい援助イニシアティブの発展を目指すことが可能となる点が挙げられている。

第4章 今後の課題と展望

A. 米国との比較から見えてくるわが国の研究における課題

米国においては、縦断的調査や多数のサンプルを基にした量的研究によって、離婚が子どもや親に与える影響について多くの見解が得られてきたが、日本においては多くの研究が事例研究であり、離婚が子どもや親に与える影響について限られた検討しかされてこなかった。しかし、4.5人に1人が成人になるまでに親の離婚を経験する(柵瀬, 2009)とされる現状において、離婚が子どもの発達に与える影響について広く明らかにする必要がある、そのためには事例研究だけではなく、縦断的研究や離婚を経験した子どもの一般的な傾向を探っていく量的研究などが必要であると考えられる。

1つ1つの家庭、1人1人の子どもに対する手厚いケアが必要であり、そのようなケアの事例をつぶさに検討していくことが今後も必要であることはいうまでもないが、日本における離婚という事象の一般的なあり方や、離婚が子どもや親に影響を及ぼす際の重要な要因を明らかにする研究知見を積むことによって、司法や行政の今後の施策に対して提言を行っていくことも求められていると考える。

B. 米国との比較から見えてくるわが国の援助実践における課題

米国においては、研究の結果を積極的に生かした援

助プログラムが開発され、離婚を経験する多くの（州によってはほぼすべての）子どもや親が、身体的・心理的健康度を改善させるための援助を受けることができるまでになっている。

一方、日本では、離婚のおよそ9割が離婚届を提出するだけで成立する協議離婚であるため、離婚のプロセスにおいて社会的な介入やサポートを受ける機会がほとんどないのが現状である。そのため、親も子どももケアを受けることができる場所も機会も持たず、そのような情報にふれることすらなく離婚という出来事に直面しており、問題が顕在化し医療機関や相談機関を受診して、初めてケアを受ける機会を持つことになる。その時にはすでに問題や葛藤が大きくなっており、ケアにつながるまでに親も子どもも多大なエネルギーを消耗し、問題を扱っていくためにさらにエネルギーが必要とされる事態に陥ってしまう。このような事態を防ぐためにも、協議離婚も含めた離婚家庭に対して広く援助を行う機会を創出すること、離婚が成立する時点から援助を始めることが求められているといえる。

また、日本人の持つ家族観、価値観にあった援助プログラムの開発が求められる。特に単独親権、単独監護という法的な前提がある日本では、監護親と非監護親（別居親）が親としてのパートナーシップを築くための援助が欠かせない。また、相手の心情を察する、感情をなるべく出さないとといった日本文化において、離婚を経験することによって味わう感情をどのように扱っていくのかという点も議論が必要であろう。離婚からの回復のためには、自身のうちに沸き起こった感情を扱うことが重要であると考えられるが、もともとそのような作業に慣れていない日本の親子に対して、どのような心理援助が適切であるのかについて今後実践と研究を積み重ねていくことが望まれる。

*本研究は明治安田こころの健康財団による2011年度研究助成をうけた。

<謝辞>

本研究はFAIT (Family in Transition) プログラムの日本導入を目指すFAIT研究会における研究の一環として行われ、白梅学園大学子ども学部教授福丸由佳先生、東京大学大学院教育学研究科博士課程4年大瀧玲子さん、同博士課程2年曾山いづみさん、山田哲子さん、同修士課程1年平良千晃さんに多大なご協力をいただきました。心から感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 野口康彦 2006a 親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響に関する一考察—日本における離婚の統計資料の分析から 法政大学大学院紀要 第57巻 p.79-87
- 2) 厚生労働省 2009 平成21年度「離婚に関する統計」の概況 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/index.html>:2011年8月10日取得)
- 3) 法務省 2011 民法等の一部を改正する法律案 (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00043.html:2011年8月10日取得)
- 4) 棚瀬孝雄 2009 特集1 両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題：両親の離婚と子どもの最善の利益—面会交流紛争と日本の家裁実務 自由と正義 第60巻 第12号 p.9-27
- 5) 棚瀬一代 2004 離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して 現代社会研究 第6巻 p.19-37
- 6) 野口康彦 2006b 親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響の一考察—スクールカウンセラーの立場から 中央学術研究所紀要 第35巻 p.80-89
- 7) 社団法人家庭問題情報センター編『離婚した親と子どもの声を聞く—養育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究—』, 2005
- 8) 小田切紀子 2005 離婚家庭の子どもに関する心理学的研究 応用社会学研究 第15巻 p.21-37
- 9) 堀田香織 2005 母子家庭の家族システムと回復プロセス—学童期の男児を抱える母子家庭を対象として 心理臨床学研究 第23巻 第3号 p.361-372
- 10) 小田切紀子 2004a 離婚した母親の家庭状況の類型から見た心理的適応 心理臨床学研究 第21巻 第6号 p.621-629
- 11) 堀田香織 2009 親の離婚を経験した青年の語り 心理臨床学研究 第27巻 第1号 p.40-52
- 12) 野口康彦・櫻井しのぶ 2009 親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する質的研究：親密性への恐れを中心に 三重看護学誌 第11巻 p.9-17
- 13) 野口康彦 2009 親の離婚を経験した大学生の将来に対する否定的な期待に関する一検討—親の仲の良い群、親の仲の悪い群、親の離婚群との比較から— 中央学術研究所紀要 第38巻 p.152-162
- 14) 安部隆夫・樋口昇・山本廣子・森幸一・廣井いずみ・岡本隆之・浅野和之・丹治純子・丹治晋也・中儀香織 2003 面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み 家庭裁判月報 第55巻 第4号 p.111-172
- 15) Amato, P.R. 2010 Research on divorce: Continuing trends and new developments. *Journal of Marriage and Family*, 72, 650-666.
- 16) Kelly, J.B. & Emery, R.E. 2003 Children's adjustment following divorce: Risks and resilience perspectives. *Family Relations*, 52, 352-362.
- 17) Brown, J.H., Bledsoe, L., Yankeelov, P., Christensen, D., Rowan, N.L., Cambron, M.L. 2009 PACT: A collaborative team model for treating high conflict families in family court. *Juvenile and Family Court Journal*, 60, no.2, 49-67.
- 18) Tach, L. & Halpern-Meeeking, S. 2009 How does premarital cohabitation affect trajectories of marital quality? *Journal of Marriage*

- and Family*, 71, 298-317.
- 19) Teachman, J.D. 2002 Stability across cohorts in divorce risk factors. *Demography*, 65, 507-524.
 - 20) Phillips, J.A. & Sweeney, M.M. 2005 Premarital cohabitation and marital disruption among White, Black, and Mexican American women. *Journal of Marriage and Family*, 67, 296-314.
 - 21) Orbuch, T.L., Veroff, J., Hassan, H., & Horrocks, J. 2002 Who will divorce? A 14-year longitudinal study of Black couples and White couples. *Journal of Social and Personal Relationships*, 19, 179-202.
 - 22) Bradbury, T.N. & Karney, B.R. 2004 Understanding and altering the longitudinal course of marriage. *Journal of Marriage and Family*, 66, 862-879.
 - 23) Fincham, F.D., Stanley, S.M., & Beach, S.R.H. 2007 Transformative processes in marriage: An analysis of emerging trends. *Journal of Marriage and Family*, 69, 275-293.
 - 24) Booth, A. & Amato, P.R. 2001 Parental predivorce relations and offspring postdivorce well-being. *Journal of Marriage and Family*, 63, 197-212.
 - 25) Bernet, W., von Boch-Galhau, W., Baker, A.J.L., Morrison, S.L. 2010 Parental alienation, DSM-V, and ICD-11. *The American Journal of Family Therapy*, 38, 76-187.
 - 26) Lansford, J.E. 2009 Parental divorce and children's adjustment. *Perspectives on Psychological Science*, 4, 140-152.
 - 27) Amato, P. & Gilbreth, J. 1999 Nonresident fathers and children's well-being: A meta-analysis. *Journal of Marriage and Family*, 61, 557-573.
 - 28) Bausermann, R. 2002 Child adjustment in joint-custody versus sole-custody arrangements: A meta-analytic review. *Journal of Family Psychology*, 16, 91-102.
 - 29) Wallerstein, J.S., Lewis, J.M., & Blakeslee, S. 2000 *The unexpected legacy of divorce: A 25 year landmark study*. New York: Hyperion.
 - 30) Laumann-Billings, L. & Emery, R.E. 2000 Distress among young adults in divorced families. *Journal of Family Psychology*, 14, 671-687.